

令和 7 年度中に敬老パスを申請されない場合

経過措置が 適用されません。

敬老パスを
利用されない方は
手続き不要です

※令和 8 年度以降は 75 歳以上の方が申請できます。

申請可能な時期は裏面右側の **《参考》申請時期一覧表** をご覧ください。

この通知は敬老パスを申請されていない方にお送りしています。

敬老パス制度(敬老優待乗車証制度)が変わります

札幌市では 70 歳以上の方を対象に、一定の自己負担で地下鉄やバス、市電に乗る際に利用できる敬老パスを申請に基づき交付しています。

敬老パスは、昭和 50 年の制度開始から 50 年が経過し、市の人口構造や事業費など、制度を取り巻く状況は大きく変化しています。

敬老パスのあり方について、様々な世代の皆様からいただいたご意見や議会での議論、パブリックコメントを踏まえ、令和 8 年度から制度を見直いたします。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

制度見直しの内容

実施時期	令和 8 (2026) 年 4 月から		
対象年齢	70 歳以上	➡	75 歳以上
自己負担割合	10 ~ 24.3%	➡	一律 50%
チャージ上限額	7 万円	➡	4 万円

見直し後の自己負担額とチャージ
上限額は右記のとおり

チャージ額	10,000 円	20,000 円	30,000 円	40,000 円
自己負担額	5,000 円	10,000 円	15,000 円	20,000 円
自己負担割合	50%	50%	50%	50%

令和 7 年度中に **申請される場合** と、**申請されない場合** では、
制度の取扱いが異なります。詳しくは右側をご覧ください。

※令和 7 年 4 月 30 日時点で札幌市にお住まいの方のデータに基づき作成しております。
転出された方や、通知が不要な方、また、この通知と行き違いで敬老パスの申請手続きをされていた場合にはご容赦願います。

令和 7 年度中に敬老パスを申請される場合

経過措置が適用されます。

※裏面左側の **経過措置について** でご確認ください。

敬老パスの申請には「**申請ハガキ**」の提出が必要です。

申請ハガキをお持ちの場合

以前お送りしております、申請ハガキに必要事項を記入し郵送してください。

このようなハガキをお送りしております

※申請後 2 ~ 3 か月で敬老パスと納付書が届きます。

申請ハガキをお持ちでない場合

以下のいずれかの方法で、申請ハガキをお申込みください。

①市ホームページから申込

札幌市 敬老パス 申請

検索

または、右記の
二次元コードを読み取り ▶



②専用コールセンターから申込

札幌市敬老バス専用コールセンター
☎ 0120-546-085

※ハガキをお届けするまで 1 か月程度お時間をいただく場合がございます。

令和7年度中に
申請される方



経過措置について

令和7(2025)年度

令和7年度はこれまでどおり

チャージ額	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円
自己負担額	1,000円	3,000円	6,000円	8,000円	10,000円	13,500円	17,000円
自己負担割合	10%	15%	20%	20%	20%	22.5%	24.3%

令和8(2026)年度

自己負担額を変更

チャージ額	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円
自己負担額	2,500円	6,000円	10,500円	14,000円	17,500円	24,000円	28,000円
自己負担割合	25%	30%	35%	35%	35%	40%	40%

令和9(2027)年度

自己負担額とチャージ上限額を変更

チャージ額	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円
自己負担額	4,000円	8,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円
自己負担割合	40%	40%	50%	50%	50%	50%

令和10(2028)年度

自己負担額とチャージ上限額を変更

チャージ額	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円
自己負担額	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円
自己負担割合	50%	50%	50%	50%	50%

令和11(2029)年度以降

チャージ上限額を変更

チャージ額	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円
自己負担額	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円
自己負担割合	50%	50%	50%	50%

令和11年度以降は、左記の自己負担額とチャージ上限額となります。

《参考》申請時期一覧表

令和8年度以降、敬老パスを申請される場合、生年月日により申請できる時期が異なりますので、下表にてご確認ください。

あなたの生年月日 	申請可能時期
昭和26(1951)年4月1日以前の方	いつでも申請可能です。
昭和26(1951)年4月2日～昭和27(1952)年4月1日	令和8(2026)年度の誕生月以降
昭和27(1952)年4月2日～昭和28(1953)年4月1日	令和9(2027)年度の誕生月以降
昭和28(1953)年4月2日～昭和29(1954)年4月1日	令和10(2028)年度の誕生月以降
昭和29(1954)年4月2日～昭和30(1955)年4月1日	令和11(2029)年度の誕生月以降
昭和30(1955)年4月2日～昭和31(1956)年4月1日	令和12(2030)年度の誕生月以降

※令和8年度以降は75歳未満の方の申請はできません。

よくあるご質問 Q & A

Q どうして制度を見直すの？

A 札幌市の人口は減少局面を迎えています。その一方で、70歳以上の人口は増加が続き、市の総人口に占める割合も年々高まっています。このような人口構造の変化に伴い、敬老パスの事業費も増加し、市民一人当たりの負担も年々大きくなっています。こうした現状を受けて、約1年半の間、さまざまな世代の意見をいただきながら市民や議会と議論を交わし、必要な見直しを行った上で、敬老パスを当面存続することとしました。

詳しくは、広報さっぽろ6月号にて敬老パスの特集記事「どう変わるの？敬老パス」をご覧ください。

札幌市 広報さっぽろ 6月号 **検索**

または、右記の二次元コードを読み取り ▶



本通知に関するお問い合わせ先 札幌市敬老パス専用コールセンター

☎ 0120-546-085

業務時間：平日9時～18時、12/29～1/3を除く

SAPP_R0



02-F03-25-1309
R7-2-947